

第 4 0 2 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 6 年 7 月 3 1 日

中讃西部漁業協同組合 組合員 細 田 剛 敬
中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 勇 紀
中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 由美子

6. 議事事項とその結果

第1号議案 「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について」
本日の協議内容を踏まえた裁定案を事務局が作成し、次回委員会において裁定することとなった。

7. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に宇山委員と大北委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは早速議事に入らせていただきます。事務局から説明願います。

〔藤原室長補佐〕

お手元の冊子資料は、前回5月29日の海区委員会で配布したものに、その後提出された資料を追加しています。追加資料は、まず6月12日に塩飽漁業協同組合連合会（以下「塩飽漁連」という。）から海区委員会に届いた意見書の補充書になります。その後、その意見書の補充書の内容が十分ではないということで、再度、丸亀市漁業協同組合（以下「丸亀市漁協」という。）、多度津町漁業協同組合（以下「多度津町漁協」という。）に向けた意見書の補充書が提出されております。その後、最終の意見照会ということで、申請者の中讃西部漁業協同組合（以下「中讃西部漁協」という。）、相手方の塩飽漁連の両者に対しまして、7月29日を期限として不足があれば資料を提出するよう求めておりました。その結果、中讃西部から資料として7月26日に「上申書」が、7月29日に「主張整理」が、当委員会に提出されております。

〔赤井副主幹〕

裁定についてご協議いただくにあたって、漁業法の入漁権及び裁定に関係する条文についてご説明します。

（資料1、2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

事務局から入漁権に関する事項について説明がありました。この件につきましては、昨年11月から半年以上が経過しており、海区委員会としても、入漁権を設定するか否か、また、設定する場合には区域、存続期間、統数、入漁者の資格等について、定めていきたいと考えています。今回、海区委員の中に当事者の方もおられますが、両委員は提出資料の中で意見を述べておられますので、特に他の委員さんの方から、疑問点、またご意見をいただけたらと思います。今回は、委員会で入漁権の設定をするか否か、また設定をする場合は、どのような内容にするかについて大筋を決めていただき、次回委員会までに裁定案を作りまして、それで賛否を問いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それではご意見等ございましたらお願いをいたします。

〔藤原室長補佐〕

今回、時間の都合上、委員の皆様へ送付出来ていない資料として上申書と主張整理があります。初めての資料でございますので、委員の皆様へ読んでいただけるよう、若干の時間を取っていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

〔北尾会長〕

事務局から資料について事前の確認をお願いしたいということです。5分程度、先に資料に目を通していただけたらと思います。主張整理と上申書については、皆様に事前にお配りできなかったようですので、その資料も含めて再確認をしていただけたらと思います。

〔小見山委員〕

会長、1つ質問していいですか。漁業法第100条で「入漁権の設定を求めた場合において、漁業権者が不当にその設定を拒んだ場合、入漁権設定の裁定の申請をすることができる」とありますが、塩飽漁連は設定を拒んでいますか。

〔志摩委員〕

拒んでいます。

〔小見山委員〕

どう拒んでいたのですか。

〔植田室長〕

昨年10月、丸亀市漁協、多度津町漁協から塩飽漁連に入漁の申し込みを書面でしていますが、それを断ったということで、今回、海区委員会に対して裁定の申請があったものです。

〔小見山委員〕

それでは、当事者同士で直接話もせず、紙切れ一枚で断られたら、このような裁定の申請ができるのですか。

〔植田室長〕

申入れをして断られたので、今回裁定の申請が提出されたものです。

〔小見山委員〕

申入れといっても色々な形があります。FAXで紙切れ一枚を送ってきて断られたからといって、これから先も、このような大掛かりな会をもって対応するのですか。発端は令和4年6月9日に水産課が来て、「今のままではだめなので、（員外者に）やらせないようにしてくれ。」と言ってきたことです。

〔山本委員〕

ちょっと待ってください。今は他の委員の意見を聞くのですか。

〔志摩委員〕

資料を読んでもらった方が良いでしょう。当事者は発言できないはずですよ。

〔山本委員〕

とはいえ、自分達にどうしろというのですか。

〔志摩委員〕

私たちは、今まで通り商売ができればいいだけです。それと申入れは、FAXではなく、正式に郵送しています。

〔山本委員〕

揉めているなら、お互いに話し合いもできていないのでしょうか。片方が海区委員会に書類を出して、もう一方が書類を出していないということなのですか。

〔小見山委員〕

出してないとは言っていません。

〔山本委員〕

ここで我々にどうしろというのですか。

〔志摩委員〕

例年どおり入漁の申込みをしたら、「塩飽側の漁家の経営が危ぶまれるので、地元（会員）である3漁協の同意を得られず入漁はできません。」と言われたのです。

〔山本委員〕

お互いの話し合いが十分できてないのでしょうか。

〔志摩委員〕

話し合いと言われても、（裁定は）昨年11月からの話であり、もう時間がない状態です。ずっと沖に漁に出られずに困っている状態なのです。ですから、こういう状況なので、海区委員の皆さんにきちっと裁定してもらうのが、一番公平なんじゃないかと私は思います。

〔北尾会長〕

はい。とりあえず資料を確認いただけたらと思います。

〔山本委員〕

5分では、なかなか頭に入ってきません。

〔北野委員〕

それよりも双方の言っていることが違うので裁定できません。

〔北尾会長〕

双方の主張が同じであれば、裁定には上がって来ません。

〔志摩委員〕

これまでどおり入漁できていたら問題なかったのに、このような状態に至っては、もう話し合いもできません。

〔小見山委員〕

山本委員も、2～3回欠席しているのです。経緯が分からないのではないですか。

〔山本委員〕

いや、資料は都度送って来ていましたが、これだけ多いと頭に入ってきません。しかし、このような問題は、ここに至るまでに組合同士が話し合いをすべきだと思います。

〔小見山委員〕

自分もそう思います。

〔志摩委員〕

しかし、今まで全く話し合いにならなかったと先代の組合長から聞いています。

〔小見山委員〕

前回の海区委員会でも、一度ゆっくり話し合いをしようと言いましたが、それでも相手が断ってきます。

〔志摩委員〕

断っていません。一度、海区会長も立ち会いのもと話合いもしています。

〔山本委員〕

自分が真ん中においてあげるので、話合いをなさいます。もう一度話合いをしてみなさい。

〔志摩委員〕

こちらは、今でどおり入漁させてくれたら良いという話です。

〔山本委員〕

塩飽がやらさないとやっているのでしょうか。1統もやらさないのですか。

〔小見山委員〕

やらさないとはいっていません。

〔山本委員〕

全然話合いができていないのに、我々にどうしろと言うのですか。

〔小見山委員〕

話合いをなさいますといっても、相手がしないのです。

〔志摩委員〕

この場合は、これ以上話をして、声を荒らげるだけになりますので口をつぐみますが、結局話をしても、言った言わないの話にしかならないのです。

〔山本委員〕

でも、どうするのですか。海区委員会に書類が提出されているのですから、このまま着々と進めるのですか。どうするのですか。本人同士が、話合いが出来ていないと言っているのに。

〔小見山委員〕

一回も出来ていません。

〔山本委員〕

1統でもやらせてやる気持ちはあるのですか。

〔小見山委員〕

それは書いています。要件が気に入らないと言っています。塩飽の人間でさえ、1年の猶予しかないものを10年間だとか、名義は誰でも書き換えられるようにしたいとか、合併したら全て多度津漁協のものだとか。

〔山本委員〕

合併した場合はどうなるのか、良く聞かせてください。

〔北尾会長〕

2つの漁協が合併する場合、通常は合併契約書の中で漁業権は従来どおり等との内容が書かれています。ただ、合併する地区が双方で話し合い、お互いに使用する方が良いという話ができれば、両地区で入り会って操業することは可能です。

〔山本委員〕

少しはお互いで話合い、折り合いをつければよいのではないのですか。我々が決着をつければしこりが残るのではないのですか。

〔小見山委員〕

そう思います。

〔山本委員〕

よければ、間に立ちますよ。（お互いが）言いたいことを言えば良いのです。組合同士、組合長同士が話をすればいいのです。こんなところに出して、しこりが残れば、将来困りますよ。合併してこれから先、10年先、20年先の事を考えなければいけない。

〔志摩委員〕

そうです。将来のことを考えて、そのままの統数を継承させてほしいと言っています。しかし合併後は1統だと言われているわけです。その辺りは全て書類で示しています。

〔山本委員〕

気持ちはわかりますが、そちらもいくらかは折れなければいけません。全部ではなくても操業できるのであれば、ある程度の妥協は必要です。

〔志摩委員〕

ずっと折れています。こちらは従来どおりの1年更新の申請を出しました。

〔山本委員〕

年数については、10年というのは聞いたことがありませんが、2～3年というのはどこでもあると思います。

〔小見山委員〕

自分としては、せめて地元のルールに合わせてくれたらいいのです。

〔山本委員〕

そのとおりです。その場所の慣習に合わせてなければなりません。

〔志摩委員〕

こちらも、それに合わせてきて、行使料も1万2千円から上げると言われても、それに合わせて納めています。また、一度も違反をしたことはありません。今までどおりの入漁の申込みをただけです。私も県と塩飽側がどのような話をしていたかは知りませんが、私の立場から言わせてもらおうと、合併を控えて若い組合員のためという思いもあったのですが、最初に合併後は1統とか、入漁を認められないということだったので、この状態になったわけです。これまで、山本委員が欠席されていた会議でも、言い合いになったことがありました。この件は、きっちりと海区委員会で裁定してもらわないと、お互いの遺恨というよりも周りに迷惑をかけてもいけないという思いがあります。

〔山本委員〕

できたら、将来のことを考えて、組合同士で話をし、お互いの妥協するような話し合いの場を持つべきでしょう。

〔志摩委員〕

それは、1度、塩飽漁連でした。

〔山本委員〕

それで話がつかなかったのですか。

〔志摩委員〕

その場で（再度）要望を出すように言われたので、こちらも要望は出しました。

〔小見山委員〕

ただ、あれは大勢の人が来て、海区委員会のような場になっていました。

〔志摩委員〕

海区委員会で話をするように言われたことなので、立会いは必要だろうとのことでした。

た。山口委員や嶋野委員も出席していたと思います。

〔北野委員〕

地元で話合いの場を持つように発言したのは私です。嶋野委員に立ち会うようには言っていないですが、北尾会長の立会いのもと中讃地区でしたら良いと。

〔志摩委員〕

北野委員が前回、行使料の払い込み資料はあるのかと発言されていまして、今回、その領収書を資料として提出しています。これで提出書類は終わりです。

〔北野委員〕

はい。それで課長に聞きたいのですが、入漁する場合の話をしてはいますが、准組合員の加入なら操業できるのか、先に教えてください。

〔柏山課長〕

ノリ養殖や魚類養殖のように区画漁業権の行使について、准組合員としてその組合に加入して行使してきた実態はあります。

〔山本委員〕

それは、正組合員でなければできないでしょう。

〔北野委員〕

いや、自分のところでも、香西漁協や土庄中央漁協の准組合員になって操業しています。県から指導されてそうしています。それは、建網漁業の場合もそでできるのですか。

〔小見山委員〕

漁業法が厳しくなり、定款（行使規則）ではその組合員でなければ行使できないと言ってきたわけです。

〔山本委員〕

自分の漁協では、定置網や建網などは正組合員でなければ、操業させないことに決まっています。ただ、本人達は一体どうしたいのかが分かりません。例えば、いままで何統であったが、何統を希望する。それで塩飽側は何統なら認めるというような話でしょう。

〔志摩委員〕

それが、地方（中讃西部漁協）としてはこれまでどおり9統を希望していますが、塩飽漁連としては、合併したら1統だと言ってきています。折り合いがつかず、建設的な話ができません。

〔山本委員〕

1統なのですか。

〔小見山委員〕

地方側の6漁協においては、全て1統は認めるとしてきています。

〔志摩委員〕

丸亀市漁協は8統の実績があるのに、今回5統しか認めてくれません。ただ、こちらでも合併した時に丸亀市漁協分が仮に5統であっても、多度津町漁協分1統と併せて6統なら仕方ないかと思っていました。しかし、合併後は全部で1統だと言われています。それで結局お話にならないとなり、相談したわけです。

〔小見山委員〕

ちゃんと書類を読んだ方が良いのではないですか。

〔志摩委員〕

意見書の補充書ではそう（合併後1統）ではありませんでしたが。

〔山本委員〕

結局、塩飽漁連としては何統なら操業しても良いのですか。

〔宇山委員〕

（意見書の補充書に）1統と5統とありました。

〔山本委員〕

それなら合計で6統。9統のうち3統位（減るのは）は仕方ないでしょう。

〔志摩委員〕

それは仕方ないかなとも思いましたが、その後に減った3統分については、塩飽漁連が地方に入る、新たな入漁を認めてくれたら考えますという回答でした。

〔山本委員〕

その後の話は、この場はしなくてよいです。ややこしくなります。やれるかやれないかは知りませんが、操業している人がいるのでしょう。

〔小見山委員〕

塩飽漁連が（塩飽漁連の行使規則で）入漁させると了解しても、水産課ができないと止めて来ます。

〔志摩委員〕

とにかく、こちらは従来どおりの統数で操業させてもらえれば、若い組合員の育成にもつながります。実際、これまで7か月も商売ができていない状態で、売り上げも減っています。

〔小見山委員〕

商売できていないと言いますが、本来できない場所で操業していたのですから。

〔志摩委員〕

本来、私どもが操業していた1統は小見山委員にお願いしてやらしてもらっていました。よって、その辺りの事情は小見山委員が一番よく知っているはずです。きちっと操業していた実態も小見山委員がよくご存知だと思います。

〔山本委員〕

合併した中讃西部漁協で6統は認めるということでしょう。

〔北野委員〕

いや、塩飽漁連はそれを認めないと言っています。6統あっても5統は旧丸亀市漁協の組合員でないと認めないということを主張している。

〔嶋野委員〕

塩飽漁連は多度津町漁協1統と丸亀市漁協が5統、中讃西部漁協は1統と8統の要望で3統のズレがある。しかし、山本委員が言うように双方が妥協しなければ、この話はまとまりません。

〔北野委員〕

合併後の組合に6統なら、話はつきます。

〔志摩委員〕

1統ではなく6統で、今までどおり認めてもらえればこちらはそれで良いです。揉める気もありません。

〔宇山委員〕

中で（6統を）融通しあえば一番良いのではないですか。

〔山本委員〕

合併しているのだから、6統で融通しあえばいいのです。

〔志摩委員〕

合併後に1統にするという件について塩飽漁連も折れてくれて、こちらも9統というところを6統なら、別に良いです。

〔北尾会長〕

では、統数は多度津町漁協が1統、丸亀市漁協が5統でいいですか。

〔志摩委員〕

はい。1統よりはいいかなと思います。

〔宇山委員〕

中の移動はできるのですか。

〔北尾会長〕

塩飽漁連は中の移動は認めませんということかと思います。

〔山本委員〕

合併しているのだから、構わないでしょう。

〔嶋野委員〕

これまでは丸亀市漁協が8統と多度津町漁協が1統を要望していましたが、今回合併したので中讃西部漁協で併せて9統やりたいと言っていますが、塩飽漁連は5統と1統にだと言っている。ただし、合併したからといって従来の旧丸亀市漁協の証票を旧多度津町漁協へ持っていかないようにと言っている。そんな話です。

〔小見山委員〕

丸亀市漁協で持ち込む証票は、丸亀の人が使えということです。これまで地方の6漁協には（各組合について）1統分は証票を出すと言ってきたのに、5統出すとなれば、示しがつかなくなります。

〔嶋野委員〕

それは、組合（塩飽漁連）の中でつけるべき話ではないですか。

〔北野委員〕

これから先のことを考えれば、丸亀市漁協の組合員と多度津町漁協の若い組合員を区別することはできないでしょう。そこに食い違いができます。

〔宇山委員〕

合併したらわからなくなるでしょう。

〔小見山委員〕

いや、自分の本島漁業協同組合も3協の合併漁協ですが、その辺りの権利はきちんと分かれています。

〔北尾会長〕

住所ですからね。旧丸亀市漁協といえ、丸亀市に住所を有する者になります。

〔北野委員〕

新組合の組合員になって、証票欲しさに多度津側の組合員が丸亀市に住所を移転すれ

ば良い話です。組合が認める認めないは関係ないのです。そんな出鱈目なことを賛成してやりなさいと、県下で有名な組合長が委員として集まっている場で変なことは言えません。小見山委員も組合長になったのだから、いい加減、カタをつけたらどうですか。

〔小見山委員〕

考えて、やらせてやると言っているのに。

〔志摩委員〕

やらせてくれるなら構いません。本当は9統欲しかったのですが。

〔山本委員〕

合併したらその中で6統を使えるようにしたらいいでしょう。

〔小見山委員〕

そうしたいのはやまやまですが、それが出来ないのです。こちらが話し合いをしようとしているのにそれにも応じてこないです。

〔志摩委員〕

今まで（裁定前までは）、話し合いをもったことはないです。丸亀地区には（小見山委員は）来られますが、私には一切話がありません。いや、もうこんな言い合いはしたくないです。では、山本委員さんに聞きたいのですが、仮に「明日からノリ漁場を使わせない」と突然言われたらどうしますか。

〔山本委員〕

実はこれまで、我々もそういった事案はありました。嶋野委員と水産課の前で、裁判のように話をしたこともありました。それでも2人で話し合いをして解決してきました。嶋野委員もそうでしょうが、その時は言い合いをしても、10年、20年先のことを考えなければ。こんなことでクレームをつけるのは、若手もいるのですからどうかと思います。

〔志摩委員〕

基本的に、今の塩飽漁連の行使規則では、この入漁権（証票）は出せません。

〔小見山委員〕

それは県が言っているのでしょうか。

〔志摩委員〕

行使規則を私が読んだ限りそうでした。私は、県はあまり相手にしていませんが、分からないことがあれば聞いています。ただ、今の行使規則では（地方側に）証票を出せません。弁護士を通じて今までの塩飽漁連の行使規則を取り寄せ、内容を確認すると、そこには（地方側に証票を）何統出しますとのことが、きっちり書かれていました。

〔山本委員〕

そしたら、今の行使規則に但し書きで、記載したらいいのではないのですか。話し合いをして。

〔小見山委員〕

ただ、話し合いをしないと拒んでいます。

〔志摩委員〕

それで、私どもも中讃地区の木下会長のところへ行って、色々と相談した結果が今の状態なのです。

〔山本委員〕

今の状態では木下会長も、「周りから何をやっているのだ。」と言われかねません。

そういうことで廻りの者にも迷惑をかけずに、出来たらお互いに話をして決着をつけるべきではないですか。

〔志摩委員〕

（中讃地区）9協の会では、各組合長は（入漁権の設定について）構わないと言っていました。

〔小見山委員〕

お互いが話をして、最終的に決着がつかないから裁定になるのなら分からなくもないです。いきなりですよ、山本委員。

〔志摩委員〕

だから、1回は協議の場を持ちましたが、その時は県に対する批判ばかりでした。それは、県と塩飽の間でやってください、私たちはこれまでどおりの操業ができればそれで良いと、終始一貫、そんな話だったでしょう。

〔山本委員〕

若い組合員もいるのですから、話し合っただけで妥協点を見つけて。行使規則で出来ないと言っても、塩飽漁連はさせてあげると言っているのですから。

〔志摩委員〕

それができないから、こうなっているのでしょう。

〔柏山課長〕

今回の塩飽側への入漁については、「漁業法に基づいて入漁権を設定する」、もしくは「知事の許可をする」、もしくは「出資金等の調整などがありますが両組合で納得のうえ、塩飽漁連の会員たる漁協の准組合員となり行使する」という方法があり、その中で「法律に基づく入漁権を設定してほしい」ということで、裁定に上がっている状態です。

〔志摩委員〕

だから、それしか方法はないわけですよ。

〔柏山課長〕

そうです。ですから今の塩飽漁連の漁業権行使規則を変更するだけでは行使できません。地方側の者を行使規則に入れて操業させることはできないのです。

〔山本委員〕

行使規則を変えるなどとは言っていない。行使規則に入漁権のことを記載してはどうですかと言っているのです。

〔柏山課長〕

先ほど担当者が説明したとおり、入漁権行使規則は入漁する漁業者がいる漁協が制定するもので、塩飽漁連ではなく中讃西部漁協が入漁権行使規則を作ることになります。

〔小見山委員〕

入漁してくる他所の漁協が、勝手に規則を作って操業するという事ですか。そうなるかと喧嘩にしかならないです。

〔柏山課長〕

ですから、双方の契約に基づいて入漁権を設定し、その範囲内で入漁権行使規則を認可することになります。

〔北尾会長〕

まあ、色々と難しい問題もありますが、統数については、双方が妥協できるところが出てきたと思います。

〔志摩委員〕

はい。1統と言われれば辛いですが、9統が6統になるのであれば妥協できます。

〔山本委員〕

一般には、合併したら一つの組合になるのだから、その中で廻すのが普通だと思います。それを小見山委員ができないというのは、公に出来ると言うことは難しいかもしれませんが、ある程度妥協しなければ、話にならないでしょう。

〔小見山委員〕

ちゃんと妥協してやるといっています。

〔山本委員〕

じゃ、そのように言ってやればよいでしょう。

〔小見山委員〕

そういう態度を見せてくれないのです。

〔志摩委員〕

小見山委員とは20年、30年前からの付き合いですし、倉本安則前塩飽会長よりも我々の事情はよくご存じでしょう。香川前々会長の頃から尽力してくださっていたのですから。

〔北尾会長〕

では、統数は3統妥協し、6統でいいですか。

〔志摩委員〕

はい。

〔小見山委員〕

そのように書面（意見書の補充書）を出しているでしょう。

〔北尾会長〕

区域についてはどうですか。多度津の人は多度津、丸亀の人は丸亀で…。

〔小見山委員〕

今のところは、そうしてもらわないと話になりません。先についてはわかりませんが。

〔北尾会長〕

将来的には検討の余地があるということで、よろしいですか。

〔志摩委員〕

はい。

〔山本委員〕

揉めたら、また話をしたら良いです。

〔志摩委員〕

それはまた、次に話す時にある程度わかるので。次からは話もできるでしょうし。

〔山本委員〕

それなら今、話合いが出来るでしょう。

〔志摩委員〕

ここまで来たら、(裁定で)決めてもわからないと私も分かりません。

〔北尾会長〕

その話はもう尽きました。では、次に存続期間ですが、塩飽は1年更新、地方は漁業権と同じ10年というご意見ですが。存続期間については、特段の定めがないときは漁業権の期間と同じですが、お互い話をして、それよりも短い期間も設定はできます。

〔小見山委員〕

地元が1年で(証票を)更新しているのに、他所のものが10年なんて、誰が納得するのですか。入漁するのであれば、塩飽のルールに従って同じようにしてもらわなければ無理です。

〔志摩委員〕

これまで(塩飽漁連の)行使規則に枠があったから、存続期間は10年だと弁護士に言われてそうしています。ただ、(証票の)更新自体はこれまでも1年でしたから、そのような認識はあります。

〔北尾会長〕

それでは存続期間は、1年ということで良いですか。

〔志摩委員〕

はい。

〔北尾会長〕

特に問題がなければ、存続期間は漁業権と同じ期間に伸ばす可能性があるということで、よろしいですか。

〔志摩委員〕

はい。

〔北尾会長〕

あと、塩飽漁連からは行使する者一代限りという意見もありますが、これについてはどうですか。

〔小見山委員〕

それは、先ほどと同じです。先のことはわかりませんが、お互い話合いができるようになったら(変えることが出来るかもしれません)。今はそういう(話ができない)状態です。

〔北尾会長〕

では、今回は一代限りという条件で裁定をして…。

〔北野委員〕

ちょっと待ってください。この海区委員会場で、漁師の芽を摘むような一代限りというようなことはどうなのですか。これを認めると漁師がいなくなる。そんなことは賛成できません。

〔志摩委員〕

おっしゃるとおりです。

〔山本委員〕

正解です。

〔北野委員〕

小見山委員も、譲るところは譲り、ある程度は塩飽の条件に合わせてもらえばいいのではないですか。それと、一点聞いておきたいことが、塩飽漁連の漁業権というが、与島漁協などの漁業権との関係はどのようなのですか。例えば、塩飽漁連と単協の共有で漁業権を持っていることはないのですか。

〔赤井副主幹〕

（第二種）共同漁業権は塩飽漁連に免許しています。

〔北野委員〕

全部ですか。

〔小見山委員〕

私の名前で全ての証票を発行します。

〔北尾会長〕

では、先ほどの一代限りについては取り消します。次に、入漁する区域や漁業の種類などについては、双方異存はないのですか。争点は先ほどの3点ぐらいだと思いますが、どうですか。

〔志摩委員〕

異存はないです。

〔北尾会長〕

事務局はどうですか。

〔植田室長〕

確認ですが、存続期間は1年間という話でしたが、いつからになりますか。

〔北尾会長〕

中途半端にはなりますが、裁定の日から1年間です。

〔宇山委員〕

毎年更新すればよいでしょう。

〔志摩委員〕

更新は1年で、存続期間は漁業権に合わせてだけです。

〔北尾会長〕

あと、行使規則には、資源管理等の定めがありますので、それは塩飽漁連の定めに合わせていくのはどうですか。

〔志摩委員〕

それは全然構いません。

〔山本委員〕

休漁日などは一緒にしておかなければいけませんね。

〔志摩委員〕

そうです。今までもそんなことで揉めたことはありません。

〔嶋野委員〕

冒頭、北尾会長から今日は意見を聞いて、裁定案を作ると聞きましたが、今日は合意の案を示しただけですか。正式には次回に裁定するわけですか。

〔北尾会長〕

はい。

〔植田室長〕

本日の意見をまとめて、次回、裁定案を作成してきます。

〔嶋野委員〕

次回に決定するわけですね。わかりました。

〔小見山委員〕

それで、こういった形になるわけですか。

〔嶋野委員〕

先ほど北尾会長がまとめたとおり、多度津町漁協1統、丸亀市漁協5統、従来の統数によるものになります。

〔小見山委員〕

それは良いのですが、今から多度津町漁協や丸亀市漁協には何を与えるのですか。

〔北尾会長〕

入漁権です。

〔小見山委員〕

入漁権を与えたらどうなるのですか。

〔北尾会長〕

それは、冒頭に事務局から説明したとおりです。

〔小見山委員〕

期間はどうなるのですか。入漁する方が勝手に決められるのですか。

〔北尾会長〕

先ほども言ったように1年です。

〔筒井委員〕

少しよいですか。ここは入漁権の裁定の場で、入漁権について設定することになると思います。入漁権の内容は、資料にある第99条の書面化にする事項、これを定めることになっていますので、これを1つ1つ確認していけば、頭の整理がつくのかなと思います。なので、まずは第99条第1項の入漁する区域について確認してはどうでしょうか。

〔小見山委員〕

ちょっと待ってください。入漁権の設定をするのはいつ決まったのですか。まだ、決まってないでしょう。

〔北尾会長〕

今日、大体の合意案を作って、次回の委員会で正式に決定していくことになります。

〔小見山委員〕

入漁権の設定ということになれば、うちは合意できないかもしれません。

〔筒井委員〕

小見山委員の疑問というのは、入漁権を設定するのか、その他の方法ではないのか、という主旨だと思います。ただ、今ここは入漁権設定の裁定の申請があり、それを裁定している場なので、入漁権以外の事柄は扱えないのです。ですので、もし入漁権の裁定をしたくないのであれば、裁定が下りる前に、先ほど県から説明があったように、准組合員にするのか、知事許可にするのか、もしくは入漁権を契約によって設定できれば、申請人からは、申請を取下げるので、裁定は無くなると思います。今、申請をされているので、この場では裁定をするしかない状況になっています。

〔小見山委員〕

今までは、与えてはいけない証票を与えて操業しており、それを県も黙っていたのです。

〔志摩委員〕

それでこちらも、入漁の部分で行使料を何十年も払って操業していた訳です。だから私達は、従来どおり操業できたらそれで良いので、それでこの案件は毎回理事会にかけているので、もし申請を取り下げるにしても理事会にかけなければなりません。恐らく塩飽漁連も理事会に諮っていることでしょう。

〔北尾会長〕

今の条件では取下げを、考えられないですか。

〔志摩委員〕

はい。現状では取下げできないので、このまま進めてほしいと思います。

〔小見山委員〕

まだ、やるつもりなのですか。

〔志摩委員〕

今、裁定に上がっていると筒井委員が言われたとおりであり、理事会にもかけている内容です。塩飽漁連も理事会にかけているでしょう。この場で下げるという判断は単独でできないでしょう。

〔小見山委員〕

それはそうですね。

〔志摩委員〕

だからこれについては、一度持ち帰ってお互いの理事に聞くしかないです。ただ、解決するには三つの方法しかないのでしょうか。いままでどおり、漁業権行使規則に、こちらの地区を入れるという方法はできないのでしょうか。だからこういう状況になったのでしょうか。

〔小見山委員〕

それは、なぜならないのですか。

〔植田室長〕

組合員以外を行使規則で認めることはできないからです。

〔筒井委員〕

資料1に漁業法第106条第10項の条文によると、「行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員以外の者に対しては、効力を有しない」とあります。行使規則に入漁の方のことを規定しても、その方には効力が及ばないということです。方法論としては、准組合員になって行使規則が適用されるか、入漁権を契約または裁定で設定して入漁権として保護するしかないのだらうと思います。

〔北尾会長〕

このまま裁定を続けるのか、今お互いに妥協できた内容で、再度入漁の申し入れを塩飽漁連にして、裁定を取下げることか、どちらですか。

〔志摩委員〕

いや、でもその行使ができないのではないですか。手続き上もよくわからないので、

はっきりと示してもらわなければ。

〔北尾会長〕

事務局、どうですか。

〔赤井副主幹〕

契約がもし結べるのであれば、契約に基づいた入漁権の設定は先ほど説明した漁業法第60条第7項に規定されています。話し合い、合意でできる契約です。

〔志摩委員〕

ただ、まずはこちらも裁定を取下げることについては、丸亀市漁協と多度津町漁協の旧役員に理事会で諮ったうえでなければ、この場では判断できません。

〔北野委員〕

それは、今までどおりの証票を県は認めるということですか。

〔赤井副主幹〕

そうではないです。今述べた合意とは、入漁権の設定に関する合意のことです。

〔宇山委員〕

それか、准組合員になるかの2択しかないのですね。

〔赤井副主幹〕

ほかは、この入漁権の裁定です。

〔北野委員〕

今までのようにはできないということですね。

〔志摩委員〕

だから従来のようにできないということですよ。今となつては話し合いでどうこうできない。こちらとしても争うつもりはないのですが、海区委員に判断してもらうのが一番いいのではないと思っています。筒井委員が言われた第99条の1から8の項目に対しても、その案を示してもらって判断してもらわなければ、書面化もできないのではないですか。

〔筒井委員〕

もう一度、手続きについてよろしいでしょうか。申請人から話し合いがついていない段階で、申請を取り下げるのは現実的ではないので、話し合いがついた時に取下げるかどうかを判断されればよいと思います。この場はあくまで裁定を進める場ですので、第99条第1から8号を順番にここで検討して、先ほどの話では次回に裁定案が示されたうえで決定していくということですので、ここでまずは第1号から第8号の案を出していく。それで、その案があれば、当事者も何らかの動きをなさる可能性もありますので、まずは第1号から第8号を確認していったらどうでしょうか。

〔北尾会長〕

では、資料の5ページ目、4申請の内容の(1)入漁する区域で第二種共同漁業権共第238号から共第257号までの定める漁場の区域。これは従来どおりの区域ですが、どうですか。

〔筒井委員〕

質問ですが、こちらに書かれている内容と、これまで証票として発行されてきた漁場の位置、共第238号と共第239号については、裏面斜線区域内ですとなくなっていますが、これは同じと考えてよろしいでしょうか。

〔植田室長〕

同じです。漁業権の区域と同じでした。

〔筒井委員〕

ということは、申請は従前どおりの区域ということですか。

〔植田室長〕

そうです。

〔北尾会長〕

区域については、よろしいですか。

〔嶋野委員〕

区域については、変えようがないでしょう。

〔小見山委員〕

いや、そこはお互いの話合いでしょう。多度津側の者は多度津方面でやるとか、丸亀側の者は丸亀方面を操業するとか。

〔志摩委員〕

従来どおりです。

〔嶋野委員〕

従来どおりでいいのではないですか。

〔山本委員〕

従来どおりです。

〔北尾会長〕

では、それでよろしいですか。

〔志摩委員〕

はい。

〔北尾会長〕

では次に、（２）入漁する漁業の種類は第二種共同漁業。これについては問題ないですかね。

〔嶋野委員〕

問題ないです。

〔北尾会長〕

では次に、（３）入漁する漁獲物の種類は、藻建網・磯建網で漁獲する魚介類。これも特に問題ありませんか。

〔筒井委員〕

これも質問です。先ほど読み上げられた内容と従前の証票に記載されているメバル、タナゴ、カレイ、その他雑魚は、同じと考えてよいでしょうか。

〔志摩委員〕

これは、どこの証票の内容も同じだと思います。

〔山本委員〕

これも一緒です。

〔北尾会長〕

はい。ではこれでよろしいですね。次に（４）入漁する漁業時期は、１月１日から12月31日まで。これは、よろしいですか。

〔小見山委員〕

ああ、1年間ですね。

〔北尾会長〕

次に（5）存続期間は、令和6年1月1日から令和15年12月31日。この部分につきましては、裁定の日から1年間ということによろしいですか。

〔志摩委員〕

漁業権なら存続期間はどうなるのですか。

〔植田室長〕

区画漁業権は5年で、共同漁業権は10年です。

〔志摩委員〕

それであれば存続期間は10年で、更新は1年という表現はできないのですか。

〔北野委員〕

これは共同漁業権に入るのだから、10年でよいのではないですか。

〔植田室長〕

更新という考え方ではないと思います。

〔志摩委員〕

それであれば、とりあえず1年でも構いません。

〔宇山委員〕

手間ではあるが、1年毎に更新するしかないと思います。

〔赤井副主幹〕

更新するという事は、一旦入漁権は消えるということになります。なので1年にしたら、再度入漁権の申入れをすることになります。

〔山本委員〕

切れないようにする。切れる前に話をしようとするのが本当でしょう。地区毎で考え方が違うかもしれませんが。

〔志摩委員〕

共同漁業権はどこも一緒ですよ。

〔山本委員〕

一緒です。

〔北野委員〕

どこも同じです。

〔山本委員〕

こんなに揉めることがおかしいです。

〔志摩委員〕

うちも、高松市瀬戸内漁協に准組合員で入っている件では、ずっと毎年更新しています。

〔北尾会長〕

はい、ここは1年間ということ。裁定の日から1年でよろしいですか。次に、（7）漁業の方法、藻建網磯建網漁業。これは問題ないですね。

〔小見山委員〕

藻建磯建は何か決まりがあるのですか。

〔志摩委員〕

網の高さが170センチ（まで）となっています。

〔山本委員〕

テグスを使ってはいけないとか、志度湾だと磯建は何メートルのものは使ったらいけないとか、地区によって違います。津田の方にいったらかなり沖でやれます。

〔宇山委員〕

それは沖建網の許可です。

〔北尾会長〕

（８）の統数が、旧多度津町漁協の統数が１統、次の６ページでございしますが、旧丸亀市漁協が８統と申請がありますが、話し合いの結果５統ということによろしいでしょうか。

〔志摩委員〕

合計６統でお願いします。

〔北野委員〕

議長、今みたいな言い方をしたら、また１統と５統のようなことになる。６統なら６統にしないと。

〔志摩委員〕

中讃西部漁協の６統でお願いします。

〔小見山委員〕

それはできません。そこはきっちり区別してもらっておかないといけません。丸亀地区に住所のあるものには５統、多度津町にあるものには１統。今のところは分けてもらっておかないと、他の組合にも示しがつきません。よそにもそうしていかないといけなくなります。

〔北尾会長〕

よろしいですか。

〔志摩委員〕

それならそれで。

〔小見山委員〕

先はわからないので。

〔北尾会長〕

一年更新で、次の見直す機会にまた検討する余地もあるということによろしいですか。

〔筒井委員〕

（５）の入漁料についてはいかがですか。

〔小見山委員〕

入漁料と行使料は違うのですか。

〔北尾会長〕

金額は一緒です。

〔小見山委員〕

入漁料は入漁するために払うもので、行使料とは意味が違うと思いますが。

〔志摩委員〕

今までは行使料として支払っています。

〔山本委員〕

行使料は組合員が組合に対して払うもの。入漁料はよそからはいってくるので入漁料。

〔北尾会長〕

よろしいですか。

〔志摩委員〕

はい。3万円です。

〔小見山委員〕

これは相手が決めるのですか。

〔志摩委員〕

今まで3万円を払ってきたので。

〔山本委員〕

これは塩飽漁連が決めてきたのではないですか。

〔小見山委員〕

今まではです。県が入漁の方法を3つほど提案しています。許可か、入漁というかたちか、組合員になる方法か。この3つの選択肢があります。塩飽漁連からしたら、ちゃんと塩飽漁連の会員になってしてもらう方がベストです。

〔山本委員〕

行使料だけですむということですか。3万円はとれなくなるかもしれないですね。

〔小見山委員〕

組合員になったらどこも賦課金を払っているのではないですか。

〔志摩委員〕

その賦課金の設定がどうなっているのか、それが大変です。

〔北野委員〕

高いところは高いです。

〔小見山委員〕

うちは15万円です。

〔山本委員〕

賦課金と手数料は水揚げにしていくらというもの、行使料は行使規則に則って、一統いくらとか、ノリ網は1枚何百円などというように、組合によって違います。賦課金はまた違います。

〔志摩委員〕

会費に近いところがあります。

〔小見山委員〕

前回の理事会で、一応、色々な方法を考えた上で、仮に塩飽の組合員になる場合、多度津町漁協であれば多度津町高見漁協にしか入れないし、丸亀市漁協であれば本島漁協、坂出の方だったら与島漁協（の准組合員）に入って操業させるということは前回の理事会で全3組合とも承諾をもらっています。そのような方法もあります。

〔宇山委員〕

准組合員になるということですか。

〔小見山委員〕

その方が、地元ルールなどの、決められたことを守ると思います。

〔山本委員〕

そのうえで3万円をとるのですか。とらないのでしょうか。

〔小見山委員〕

組合員だったらとらないでしょう。1万円は組合員も払っています。

〔志摩委員〕

私達は員外だったから3万円でした。しかし、准組合員になったらこの許可（証票）は生かないです。多度津漁高見漁協に入ったら高見だけとか、丸亀市漁協は本島漁協に入って本島だけとか。

〔宇山委員〕

全部いけるのではないですか。いけるようにしてもらったらよいのではないですか。

〔小見山委員〕

多度津町に住所がある人間しか多度津町高見漁協に入れません。本島漁協には多度津町の人は住所がないから入れないでしょう。

〔志摩委員〕

これは連合会、塩飽の話でしょ。塩飽の会員は組合でしょう。

〔宇山委員〕

准組合員であれば地区外でも構わないでしょう。

〔小見山委員〕

准組合員はどこでも入れるのですか。

〔山本委員〕

入れます。

〔小見山委員〕

住所は関係ないのですか。

〔山本委員〕

正組合員は入れません。

〔小見山委員〕

それであれば、一番安い所に入りたいですね。

〔北尾会長〕

与島漁協は准組合員でも入れないのではないですか。

〔志摩委員〕

与島漁協は組合のしびりがあったはずです。

〔山本委員〕

うちは准組合員については地区外を認めています。

〔嶋野委員〕

庵治は、高松市でも庵治町に限ると謳っています。正でも准でも。

〔山本委員〕

うちらも正組合員の長男が嫁さんと一緒に1キロメートル地区外に出て、旧志度町に家を買って住んでしまいました。でもカキ養殖をやっている。これを正組合員にしたいけどどうしたらよいか水産課に相談したところ、ポイントでそこだけ鴨庄の区域にしましょうと。理事会にかけて、総会にかけてたらよいと。時代ですね。

〔志摩委員〕

そうですね。

〔小見山委員〕

准組員は住所が関係ないのですね。私が鴨庄の組合に入ろうと思ったら入れるのですか。

〔山本委員〕

入れますよ。

〔北野委員〕

揉めなければの話です。

〔小見山委員〕

揉めません。

〔山本委員〕

うちは准組員になったとしても何もできません。ひき釣りと底びき網漁業くらいです。

〔小見山委員〕

そこは組合によって違いますね。うちの組合はほぼできます。

〔志摩委員〕

入漁料はとりあえず3万円で決めておいていただけたら。

〔北尾会長〕

それでは、月末までに案をつくる間に、准組員で話がつくのであれば。

〔志摩委員〕

うちも8月に理事会が有るので、そこで議題にあげてみます。今日は筒井委員が言ってくれたとおり、とりあえず、裁定案ができるように今日の議論で決めてもらって、不具合があればまた言っていただけたらよいです。

〔北尾会長〕

確認した内容で、事務局は問題ないですか。

〔事務局〕

はい。

〔北尾会長〕

入業権についてはこれでよろしいでしょうか。

〔志摩委員〕

これで資料を作ってもらえたらよいです。筒井委員、これで良いですか。

〔筒井委員〕

今決められたものと、証票にかかっている条件、制限と書かれているものがあると思うのですが、これは同じように入漁の条件に加わるという理解でよろしいでしょうか。

〔志摩委員〕

そうですね。

〔北尾会長〕

よろしいでしょうか。そうしましたら、その他何かございますか。よろしいでしょうか

〔委員〕

はい。

〔北尾会長〕

はい。では第402回海区漁業調整委員会を閉会します。

〔閉 会 午後2時23分〕

上記は第402回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 宇 山 哲 司

署名委員 大 北 永 吏